

大分県立看護科学大学聴講生規程

平成18年 4月 1日
規程第 71 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学学則（以下「学則」という）第38条第2項の規定に基づき、聴講生について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 聴講生として入学することができる者は、学則第25条に規定する入学資格を有する者とする。

(入学の時期)

第3条 聴講生の受入の時期は学年又は学期の初めとする。

(出願)

第4条 入学志願者は、所定の期日までに、次に掲げる書類に入学考査料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 志願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業（見込）証明書
- (4) その他必要と認める書類

(入学許可)

第5条 入学志願者の選考は教授会において審議し、学長が行う。

2 学長は、前項の選考に合格した者に入学を許可する。

(入学手続)

第6条 入学が許可された者は、指定の期日までに入学料を納付するとともに、所定の入学手続きをしなければならない。

(履修期間)

第7条 聴講生の履修期間は、入学を許可された日の属する年度内とする。

(履修期間の延長)

第8条 前項の履修期間で入学を許可された者が、引き続き履修しようとするときは、履修期間を延長することができる。

2 履修期間の延長を希望する者は、履修期間延長願を提出し、許可を受けなければならない。

(履修制限)

第9条 聴講生が1年間に履修できる単位数は20単位以内とする。

2 実験、演習及び実習の科目は履修できない。

3 前項以外の科目においても授業科目によっては、履修を許可しないことがある。

(試験)

第10条 聴講生は履修した授業科目の試験その他の審査を受験することができない。ただし、担当教員が認めたときはこの限りでない。

2 前項の試験その他の審査に合格しても所定の単位は与えない。

(入学審査料、入学料及び授業料)

第11条 聴講生の入学審査料、入学料及び授業料の額並びに納入方法については、公立大学法人大分県立看護科学大学における授業料等に関する規程の定めるところによる。

2 第8条第1項の規定により履修期間を延長する場合にあっては、入学審査料及び入学料は徴収しない。

(準用規定)

第12条 この規程に定めるもののほか、聴講生に関し必要な事項は、本学学則及び学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。